外 貨 Ｗ ｅ ｂ 口 座 取 引 に 関 す る 追 加 規 定

１．（追加規定の適用範囲）
（１）この追加規定は、Ｗｅｂ口座取引に適用します。
（２）この追加規定は、「外貨普通預金規定」（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定が適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。
２．（Ｗｅｂ口座）
（１）Ｗｅｂ口座とは、通帳の発行に代えて、当行が別途提供するサービスを利用し、お客さま自身の操作により残高・入出金明細等を確認する預金口座をいいます。
（２）Ｗｅｂ口座は、通帳および入出金明細を記録した取引明細表は発行しません。この口座の取引はさぎんアプリの入出金明細照会で確認してください。
（３）Ｗｅｂ口座のご利用にあたっては、当行所定の条件を満たす必要があります。
（４）外貨普通預金口座は各通貨お一人さま1口座の取扱となります。すでに通帳式の外貨普通預金口座をお持ちの方は同一通貨でＷｅｂ口座を作成できませんが、異なる通貨の作成は可能です。
（５）原規定において、通帳の提出が定められている事項については、通帳に代えて当行が提供するサービスで有効な口座情報を提示してください。

３．（預金の払戻し等の際の本人確認）
Ｗｅｂ口座の預金の払戻しまたは解約の手続きを行う際は、原規定の定める手続きに加え、当該預金の払戻しまたは解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで払戻しまたは解約を行いません。

４．（通帳発行方式から通帳不発行方式への切替）
（１）既存の通帳を発行している口座（以下、「通帳式口座」といいます。）からＷｅｂ口座へ切替えるときは、当行所定の切替手続きが必要です。
（２）当行所定の切替手続き完了後は、通帳はご利用いただけなくなります。

５．（通帳不発行方式から通帳発行方式への切替）
（１）Ｗｅｂ口座を通帳式口座へ切替えるときは、当行所定の申込書提出のほか、当行所定の有効な口座情報（当行が提供するサービス画面等）を提示してください。
（２）新たに発行する通帳には、切替以降お取引明細を記帳します。

６．（入出金明細等の確認にかかる留意事項）
（１）Ｗｅｂ口座の解約は営業店窓口での手続きが必要となります。Ｗｅｂ口座を解約した時点で、当行が提供するサービスにおいて当該口座の入出金明細等の確認ができなくなります。入出金明細が必要なお客さまには店頭にて取引明細表を発行いたします。なお、取引明細表の発行には、当行所定の手数料をいただきます。
（２）当行が提供する各サービスは、お客さまのお使いの端末およびソフトウェアのバージョン等によってはご利用いただけない場合があります。
（３）各種事情により、当行が提供する入出金明細等を確認するサービスをご利用いただけない場合は、通帳式口座への切替手続きを行ってください。

７．（追加規定の変更）
（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
（２）前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。